

平成23年度 第4回三重県公共事業評価審査委員会議事録

1 日 時 平成23年12月20日(火) 13時10分～16時30分

2 場 所 三重県勤労者福祉会館 6階 研修室

3 出席者

(1) 委員

葛葉泰久委員長、大森達也副委員長、芝崎裕也委員、鈴木宏委員、
田中彩子委員、南部美智代委員、宮岡邦任委員、森下光子委員

(2) 三重県

(県土整備部)

長谷川 港湾・海岸室長

(農水商工部)

田中 農業基盤室長

平野 水産基盤室長 他

(松阪建設事務所)

井戸坂 事業推進室長 他

(津農林水産商工環境事務所)

藤田 農業基盤室副参事 他

(伊勢農林水産商工環境事務所)

渡辺 水産室長 他

事務局

土井 公共事業総合政策分野総括室長

渡辺 公共事業運営室長 他

4 議事内容

(1) 三重県公共事業再評価委員会開会

(公共事業運営室長)

ただ今から、平成23年度第4回三重県公共事業評価審査委員会を開催いたします。本日の司会を務めます公共事業運営室長の渡辺でございます。よろしくお願いいたします。

委員会につきましては、原則公開で運営しているところですが、委員の皆さま、本日の審議におきまして、傍聴を許可するというところでよろしいでしょうか。

(委員長)

委員の皆さま、いかがですか。

(委員同意)

特に反対ございませんので、許可いたします。

(公共事業運営室長)

それでは、傍聴の方がおみえになりましたら、入室をお願いいたします。

(傍聴者入室)

(公共事業運営室長)

それでは、議事を進めさせていただきます。まず、本日の委員会につきまして、10名の委員中、8名の委員にご出席いただいておりますので、三重県公共事業評価審査委員会条例第6条第2項に基づきまして、本委員会が成立することをご報告いたします。

それでは、議事次第の2番目以降、事後評価対象事業の審査につきまして、委員長に進行をお願いしたいと思います。委員長、よろしくをお願いいたします。

(2) 事後評価対象事業の審査

(委員長)

はい。それでは、ただ今から議事次第2「事後評価対象事業の審査」を行います。説明の方は、簡潔明瞭をお願いいたします。それでは、事務局説明をお願いいたします。

(事務局)

事務局を担当しております公共事業運営室の保田です。本日、ご審査をお願いします事業は、赤いインデックスの資料4の審査対象事業一覧表の審査の欄に○印が付してございます504番の港湾事業および501番の担い手育成基盤整備事業、502番の海岸環境整備事業の計3事業でございます。港湾事業につきましては、前回に引き続いて継続審議ということでお願いいたします。

続きまして、赤いインデックス資料5をご覧ください。こちらは、本日審議を行います3事業の概要を記載いたしました。次に、赤いインデックス資料6をご覧ください。こちらは、事後評価の内容を記載しておりますので、ご審査の際にご覧いただきたいと思います。なお、説明は、事業主体から事業概要と評価内容を説明いたします。委員の皆さまからの質疑につきましては、各事業の説明の後にお願いいたします。事業主体の説明についてですが、継続審議案件については、前回ご指摘いただいた部分について説明いたします。その他については、約15分で説明いたします。なお、説明の効率化を図る観点から、説明時間の2分前から2分ごとにベルを用いたと思いますので、よろしく申し上げます。本日、ご審査をお願いする事業についての説明は、以上でございます。

(委員長)

委員の皆さん、ただ今の説明で、何かご意見、ご質問はございませんでしょうか

か。特にないようですので、事務局から説明がありましたとおり、事業の説明を受けることにいたします。まず、504 番の港湾事業について、説明をお願いいたします。

504 番 津松阪港（大口地区）^{おおくち}

（松阪建設事務所 事業推進室長）

松阪建設事務所事業推進室長の井戸坂でございます。よろしく申し上げます。それでは、港湾事業 504-3 津松阪港大口地区の事後評価説明をさせていただきます。お手元の資料と併せて、前の画面をご覧ください。青いインデックスの一番後ろのものでございます。

本日の報告は、去る 11 月 8 日の審査におきまして、委員の方から頂戴いたしましたご指摘、ご質問に対して回答をするものでございます。

まずはじめに、前回の委員会で頂いた質問について、合計 3 点をご指摘いただいておりますので、そちらについてご説明をさせていただきます。資料は 6 ページでございます。まず、1 点目は、便益の考え方についてです。便益項目の一つとして、「大型船の入港による輸送コストの削減」というものがございましたが、この便益を算定する際の条件設定について、現実的ではないのではないかというご指摘を頂きました。2 点目は、維持管理費についてです。これについては、維持管理費として想定している費用の内容や設定の考え方について、ご質問を頂いております。3 点目は、津松阪港の位置付けについてです。これにつきましては、四日市港や名古屋港といった周辺の港湾がある中で、津松阪港がどのように位置付けられて、整備が行なわれたのかというご質問を頂いております。

まず、1 点目の便益の考え方についてご説明いたします。スクリーンをご覧ください。こちらは、前回の委員会で提示をさせていただきました便益の考え方でございます。上の図が整備なしの場合の設定ですが、中央ふ頭の整備が行なわれなかった場合、大型船が松阪港に入港できないため、四日市港からトラックで津松阪港背後まで陸上輸送するという想定で便益を算定してございましたが、この四日市港からの陸上輸送というところが、現実的ではないというご指摘を頂きました。

こちらが、今回見直した便益の考え方でございます。上の図が整備なしの場合の設定ですが、今回は四日市港から陸上輸送するのではなく、水深の大きな四日市港で小型船に積み替えて、海上輸送するという想定を行っております。今回の条件見直しにあたりまして、企業ヒアリングを実施したところ、水深の不足等を理由によって松阪港が利用できない場合には、水深 - 7.5m 以上の公共岸壁を有する最も近い港湾として、四日市港を利用するという意向を把握してございます。今回見直した条件は、以上のような企業の実態に即した設定とさせていただきます。

おります。

こちらが整備なしケースにおける四日市港での積み替え方法と、各段階での便益を詳しく整理したものでございます。まず、①ですが、大型船を四日市港に係留しておく必要があるため、停泊延滞費として1年あたり6,660万円が発生しております。次に、②ですが、こちらは大型船が着岸する外貿バースから、小型船が着岸する内貿バースまでの陸上輸送にかかるコストで、1年あたり1億1,200万円が発生しております。最後に③ですが、こちらは四日市港から松阪港までの小型船による海上輸送費で、1年あたり660万円が発生しております。今回の中央ふ頭の整備により、こうした①～③の費用増加が回避できるため、合計で1年あたり1億8,520万円の輸送コスト削減便益が見込まれます。

こちらが、前回と今回の費用便益算出結果を対比したものでございます。赤色の数字が、今回見直した部分でございまして、表の一番上の大型船の入港による輸送コスト削減便益が、前回の46億3,000万円に対して、今回は39億9,000万円に減少してございます。これに伴いまして、費用対効果B/Cも1.23から1.13まで減少するという結果になってございます。

続きまして、維持管理費の考え方についてです。前回の委員会で、ご質問に対して、維持管理費として航路泊地の浚渫費は見込んでいない旨のお答えをさせていただきましたが、あらためて確認させていただきましたところ、航路浚渫費も見込んだ額で算出しておりましたので、まずは本日訂正をさせていただきます。維持管理費の考え方といたしましては、①航路泊地の浚渫費、②施設の清掃費、③巡回費、④施設の修繕費、⑤電気料金の5項目を想定しております。具体的な維持管理費は、25年スパンで考えておりまして、①の航路泊地浚渫につきましても、これまでの実績を踏まえて25年に1回程度の頻度で実施することになると想定しており、具体的な額につきましても、過去の実績に基づいて4億2,300万円と設定しております。②から⑤の項目につきましても、平成18年から平成22年までの5カ年の実績値をもとに、それぞれ具体的な額を設定しております。これら①から⑤を足し合わせて、25年で4億9,700万の維持管理費が発生するため、これを25年で割り、1年あたりとして2,000万円の維持管理費が想定されます。なお、今回の事後評価では、事業費の0.5%である2,100万円を、維持管理費として想定しておりまして、積み上げによって算定される費用とほぼ整合した値となっております。

最後に、松阪港の位置付けについて、ご説明させていただきます。こちらは名古屋港、四日市港、津松阪港の概要をまとめたものでございます。まず、港格についてですが、名古屋港、四日市港が国際拠点港湾に位置付けられているのに対して、津松阪港は重要港湾の位置付けとなっております。名古屋港と四日市港はコンテナ貨物を取り扱うことが可能な施設整備が行なわれるとともに、両港が連携して中部を中心とする広い地域を支える港湾として、名古屋港は自動車産

業中心、四日市港は石油化学工業中心の背後圏産業の物流と市民の生活を支える物流機能を担ってございます。津松阪港は、主に三重県中南勢地域の産業を支える港湾といたしまして、背後企業の物流拠点としての役割を担っております。

こちらは、名古屋港、四日市港、津松阪港で取り扱われているコンテナ以外の貨物の発着地の割合を示したグラフでございます。名古屋港は、愛知県発着の貨物が 87.9%と最も多くなっている他、東海地方各県の貨物も一定のシェアを占めてございます。一方、四日市港と津松阪港につきましては、95%以上が三重県発着の貨物となっており、主に三重県発着貨物の物流拠点機能を担っていることが分かります。

こちらは、四日市港と松阪港の三重県発着貨物の内訳を、市町村別に整理したグラフでございます。四日市港で取り扱われている貨物の発着地は、上から四日市市、鈴鹿市、いなべ市となっております。主に北勢地域の貨物であることが分かります。一方、松阪港で取り扱われております貨物の発着地は、上の方から松阪市、多気町、津市となっております。主に中南勢地域の貨物であることが分かります。以上、お示ししましたとおり、松阪港は三重県中南勢地域のバルク貨物を取り扱う物流拠点としての役割を担っておりまして、本事業につきましても、背後企業の物流効率化という目的で、実施したものでございます。

以上、津松阪港大口地区の事後評価の説明を、終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

(委員長)

ありがとうございました。委員会の方から出ました意見についての再度の説明でした。この説明に対して、確認もしくは新たな質疑等ございましたら、よろしくお願いいたします。何かございませんでしょうか。はい、田中委員。

(委員)

お尋ねします。最後の四日市港と津松阪港の貨物の発着の何%というところですが、左側の四日市港が、四日市市がほとんどですね。鈴鹿は 5.6%で少ないと思います。例えば、鈴鹿のホンダの車が四日市港から海外に行くとか、そんなのを入れてもこれだけのパーセントであるということで、よほど四日市市内のものが多いという認識をするべきなのではないでしょうか。

(港湾・海岸室)

コンテナ以外の貨物はすべてここに入っています。ですから、自動車も入っています。

(委員)

コンテナというとは？

(港湾・海岸室)

四角い、よく道で運んでいますけど、コンテナの中にはいろいろなものが入っていて、あれは中に入っているものが外から分からないですが、バルクというのは、ばら物の貨物。コンテナに入らないようなばら物の貨物です。

(委員)

コンテナのものは、またこの割合とは違うかも知れないということですか。

(港湾・海岸室)

そうです。

(委員)

四日市港が結構たくさん出ているということで、滋賀の方からもこのごろ使っていると、知事もおっしゃっていましたが、あまり大した量ではないのですか。

(港湾・海岸室)

滋賀から来るのは、ほとんどコンテナになってくると思います。

(委員)

そうすると、コンテナを入れたら、もっと違う割合と認識していいわけですね。これはばら物だけ。

(港湾・海岸室)

四日市港についてはそうです。松阪港と比較するには、松阪はコンテナ扱っていませんので、松阪と比較する意味で、ばら物の貨物、バルク貨物。重複みたいなものがないのかというご意見でしたので、四日市と松阪で扱っている背後圏が違うということの資料でございます。

(委員)

松阪と四日市を比べるために、松阪にあるばら物だけを比べたということですね。四日市港が大型でいろいろ近隣県からも来るというのは、また違うふうに考えたらいいいわけですね。

(港湾・海岸室)

そうです。コンテナは入っていませんので、コンテナ入れるとまた少し違うと

思います。

(委員)

はい、分かりました。ありがとうございました。

(委員長)

では、他に何か。

(委員)

7 ページの②-1 今回の条件設定で、対象貨物が輸入のニッケルとなっていて、9 ページの3 番の津松阪港の位置付けで、各港湾の位置付けと主な取扱品目で、便益の考え方もニッケルで考えているのですが、津松阪港の9 ページの絵を見ますと、ニッケルなどで非金属鉱物に恐らく当てはまるのですかね。そうしますと、津松阪港の取扱量としては、かなり下の方なのですが、これは四日市港を經由して入ってくる物品としては、ニッケルが一番多いということで、上の廃土砂、セメント、石材、砂利・砂という割と量としては多いこの辺のものというのは、四日市港を經由して何らかの扱いはないと考えたらよろしいのでしょうか。

(松阪建設事務所 事業推進室長)

四日市港を經由した扱いはないということで結構と思います。

(委員長)

他に何かございませんでしょうか。では、ないようですので、本件については終了させていただきまして、次に501 番の担い手育成基盤整備事業について、説明をお願いいたします。ありがとうございました。

では、準備ができ次第、よろしくをお願いいたします。

501 番 つちゅうぶ 津中部地区

(農業基盤室長)

農水商工部農業基盤室の田中でございます。どうぞよろしくお願いいたします。今回、ご審議いただきますのは、担い手育成基盤整備事業（津中部地区）でございます。ほ場の区画整備に併せて、担い手への農地集積事業を進める事業で、平成9 年度に着手し、平成17 年度に完了しました。完了から5 カ年が経過し、事後評価を行なったものでございます。資料に基づいて説明させていただきます。

本地区は、旧津市の南西部に位置し、二級河川の安濃川と岩田川に挟まれた平坦な農地で、市街地に近接した大規模な穀倉地帯です。近くに伊勢自動車道が走

り、地区内には国道 23 号の中勢バイパスが横断し、また、農業関係施設としましては、津安芸農協の施設が集中しているところがございます

この地区の上流部に当たりますが、安濃川の氾濫から、津市の市街地を洪水から守るために、安濃川の右岸側から当地区内を通る三四川に越流させて、岩田川に分水するという構造になっておりまして、このため当地域の小さい農地で、冠水と戦いながら水田農業を行ってきた地域でございます。

周辺の状況としましては、国営かんがい排水事業中勢用水地区によりまして、安濃ダムの他、基幹的な水利施設が、平成 2 年度に完成しております。それによって、安定的な用水が確保されたこと。それと、地区の排水施設であります岩田川の拡幅改修が進み、冠水の恐れが少なくなったことから、地区の農業についても、高度な営農を行うという気運が高まり、担い手育成基盤整備事業に定着したところがございます。写真の左側は安濃ダムで、右側が整備された岩田川の状況でございます。

この図面は、津中部地区の計画平面図です。この事業の総事業費は、23 億 3,300 万円。その負担割合は、国が 50%、県が 27.5%、市が 10%、地元が 12.5%となっています。計画の内容ですが、ほ場を整備した面積は 105ha で、図面のピンク色、赤色で表した部分が水田で、赤色の部分につきましては、1 筆が 1 ha 以上の大区画を表しております。地区の周辺で黄色く着色してある部分が、畑を表しております。地区内は碁盤の目のように整備されております。幹線農道、農道、排水路が直線的に配置されております。それと、この図面の一番下ですが、ほ場整備済みの谷地田を、排水路のみの整備として地区に取り込んでおりますので、全体の受益面積としては、120.8ha という規模になっております。

この図が、施設の構造図です。右上の用水路です。パイプラインで自動給水栓を設置して、維持管理の省力化を図っております。その下が農道整備の断面です。幹線道路は幅員が 6 m になっております。左上の支線道路ですが、幅員が 4 m で整備しております。その下の排水路につきましては、農地の水はけを良くするために、水路の壁に水抜きのある有効フリューム、それと水路の壁を柵板形式のプレハブ水路という構造になっております。

地区の航空写真です。左側着工前と右側完成後を見比べていただくと、大区画化された様子がよく分かると思います。写真のように、農地の区画が大きくなり、導水路が直線的に整備され、利用しやすいほ場となっております。

次に、営農状況です。この図は、当地区の農地の集積状況を示した図面です。色塗りの部分が、津地域水田農業ビジョンで、当地域の担い手と位置付けられた 13 名の方が、耕作している農地を表しております。事業着手前は、6.1ha の集積でしたが、現在では 69.9ha の集積となっており、地区全体の面積 120.8ha に対して、集積率は 57.9%となっております。事業完了から 10 年後の平成 27 年の目標としましては、97.9ha の集積を予定しております。後ほど説明しますアン

ケート調査でも、将来は担い手に委託していくという回答がほとんどで、今後担い手への集積が進むものと考えております。

この表につきましては、津地域水田農業ビジョンで位置付けられた 13 名の個人と 1 営農組織の経営状況を表しております。A から J の 10 名の担い手は認定農業者で、K から M の 3 名は担い手として位置付けております。1 組織は、このほ場整備を契機に設立された南河路営農組合です。いずれの個人、団体についても、水稻を中心とした営農体系となっております。

次に、経済効果です。現時点の投資効率は、右下青字の 1.06 です。各項目は順に説明させていただきますが、計画に比べ現時点の投資効率が低い主な原因としましては、計画どおり畑作が進んでいないこと、米や野菜の価格が計画時に比べ下落したことなどにより、投資効率が下がっております。

個々の効果ですが、作物生産効果です。作物生産効果は、排水条件等、営農条件が改善されたことに伴い、農産物の生産量の増に関する効果であり、農産物の生産量とその価格から算出します。乾田化された小麦の栽培面積は増えたものの、計画をしていたなばなやきゅうりなどの野菜の作付けがされなかったことと、計画時と比べ農産物が安価になったことから、効果額は 3,058 万 7,000 円から 547 万 1,000 円に減少しています。

営農経費節減効果です。営農経費節減効果は、営農条件が改善されたことに伴い、農業生産に要する経費が節減される効果で、大型機械の導入や水管理の効率化により節減された経費を算定します。大型機械による作業が可能になったため、効率が上がり、営農経費を節減することが可能となりましたが、麦の作付面積が増加したものの、節減効果の高い水稻の作付面積が減少したことから、年効果額は 1 億 4,347 万円から 1 億 3,289 万 1,000 円と、若干減少しております。

維持管理費節減効果です。農業用施設の整備により、その維持管理費が節減される効果で、草刈りや泥さらい、補修などの維持管理に必要な費用の節減額を、効果として算定しております。計画に比べ効果額が増えた主な要因としましては、実際改良区から聞き取った実績結果により、効果が上がっております。計画は 255 万でしたが、480 万 7,000 円となっております。

走行経費節減効果です。農道が整備されることにより、輸送経費が節減できる効果であり、農産物の輸送や通作に係る車両の走行に要する経費の節減額を、効果として算定しています。農道が拡幅・舗装されたものの、なばなやきゅうりなどの野菜類の作付けが少なかったことに伴い、輸送量が少なくなったことから、効果額は 1,117 万 5,000 円から 679 万 9,000 円に減少しています。

次に、非農用地創設効果です。ほ場整備で換地により公共用地等の非農用地を、円滑に創設できる効果です。道路やマシンセンターなどの公共用施設を、換地により効率的に用地を創設しました。

次に、文化財発見、地籍確定効果です。文化財発見効果は、事業の実施に伴い、

埋蔵文化財の発掘調査を行うことにより、文化財を明確化、保全される効果です。地籍効果につきましては、ほ場整備の実施により、地籍が明確になる効果で、それぞれ計画時と効果の内容については、変更はありません。時点修正を行いました。

次に、維持管理の状況です。この地域では、農家の方だけではなく、地域に住むさまざまな人々で地域を守っていきこうということで、農地・水・環境保全向上対策事業に取り組み、農業用施設の保全管理に努めてまいります。その状況の写真です。

事業の波及的効果としましては、中勢バイパス、国道 163 号のバイパスの用地を創設し、道路事業はスムーズに進みました。

環境への配慮ですが、工事実施時には低騒音・低振動・排ガス対策型建設機械を使用しました。完成後は、排水路の法面には植生緑化を施し、地区を横断する三泗川は、現況のまま立木を残した状況になっております。この写真は三泗川の状況でございます。

次に、アンケート調査です。地区内 5 集落、532 戸の住民と入り作農家 28 戸の計 560 戸についてアンケート調査を実施し、394 戸から回答を得ました。回収率は 70%になっております。アンケート用紙につきましては、お手元に配付してありますので、詳細はそちらをご覧ください。まず、質問 1 の営農状況です。394 戸の内訳は図のとおりになっておりまして、専業、兼業、地区外農家を合わせた数は 163 戸、41.4%になっております。

質問 2 の農地や農作業の委託状況についてということで、28.2%の農家が委託しております。土地持ち農家 119 戸を加えると 58.5%となり、ほぼ現在の集積率 57.9%と同じ値になります。

次に、農業面の効果ですが、効果があったという回答を 82.8%頂いております。

次に、その農業効果の内容です。農道や用・排水路の維持管理が楽になったというのが 85.1%。これは整備によって、農作業の効率化や維持管理の省力化が進んだものと考えております。

次に、用水管理は向上したかということで、76.7%が楽になったという回答でした。

農業以外の効果につきましては、効果があったというのが 84%の回答を頂いております。直線的に農道が整備されたことによって、道路の通行がスムーズになったという答が、80%を占めております。

自然環境への影響（動植物や昆虫）に対しては、ほとんど変わらない 39%、減った 26%、増えた 3%という状況になっております。減ったという原因は、排水が改良され水はけが良くなって、冬場に水が減少したということで、若干減ったという回答があったのではないかと考えております。

次に、地域の水質の関係です。地域の水質について、良くなったが 40%、変わらないが 37%、悪くなったが 4% ございましたが、悪くなったという回答は、住宅地周辺の水質悪化を挙げております。

地域の景観については、良くなったが 58%、変わらないが 16% でした。

施設の管理状況です。58.1%の人が良く管理されているということで、その原因は、先ほどもご説明させていただきました農地・水・環境保全向上対策でさまざまな方々が管理に当たっておられるという結果になると思います。

それから、10年後の農業につきましては、10年後も農業を続けるというのが 77戸、47.2% ありました。そのうち 56戸、72.7%の方は、将来は委託をするということで、将来には集積が進むものと考えております。

以上、アンケート結果の分を3点にまとめてみました。主な意見としては、一般交通が増加し危険になっているので、対応策を行うこと。それに対しましては、地元自治会は公安委員会などと協議を行いながら、安全対策を行っていく。地域住民に詳細な説明を行い、広く意見を聞いて進めること。十分説明を行い、公平性、透明性の確保に努めていきたい。自然環境や景観に配慮することということで、今後も一層関係者に啓発、協力依頼を行いながら、環境に配慮した事業実施を試みたいと考えております。

最後に、配付資料7ページの6. 今後の課題等ですが、ほ場整備事業における課題としまして、3点挙げさせていただいております。農家の高齢化や後継者不足、農家数の減少により、農業者だけでは農地、農道、用排水施設の維持管理が困難である。環境へ配慮した取り組み、ということが、課題として挙げられます。

今後の農業生産基盤の整備につきましては、①にありますように、省力化につながるパイプライン化や老朽化が進んでいる農業用施設の長寿命化を中心に整備を進めていきたいと考えております。

以上、ちょっと早口で申し訳なかったのですが、説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

(委員長)

ありがとうございました。ただ今の件につきまして、この評価が妥当であるかどうか、評価の妥当性について、何か委員の皆さん、ご質問等ございませんでしょうか。

(委員)

担い手育成事業ですので、少し関係あるか分らないですが、11ページの冠水の様子の写真ですが、これは平成16年の洪水の様子ですか。そうしますと、事業の期間が平成17年ということで、その工事期間の終わりの方に、この洪水があったわけです。事後評価書の事業目的及び内容の所で、3つ目のパラグラフ

で、「安濃ダムが建設され、用水が安定して確保されるとともに、岩田川の改修が進み、冠水の恐れが少なくなり」というのがあります。もともと三泗川の今用水地の部分、割と荒地も湿地も広がっていて、もともと用水地的な機能を果たしていたかと思うのですが、工事の施工期間中にこういう洪水が、あの辺りどれぐらい浸かっていたのか。そういう元の湿地のような状態になってしまったかどうか。もしそういう状況があったとすれば、その後何年か、滅多にある洪水ではないかと思うのですが、そういった洪水に対しての何かしらの対応が、残りの数年間とっているのかどうかを確認したいと思います。

(農業基盤室長)

三泗川は従来そのままの河川ですので、当然このような大洪水のときには、河川が溢れて地区内の田んぼが冠水するという状況にはなるのですが、地区内排水路の整備等行いまして、田んぼに乗り上がってきた水については、田んぼ側の排水施設を通して、速やかに排水させるということで、従来のように何日も水に浸かったりということは、ないと思っています。ただ、農業施設の規模を、例えば水稲ですと、24 時間以内に水がはければ、作物に影響がないといわれていますので、それがはけるような排水施設の規模になっています。

(委員)

分かりました。そうしますと、例えば 12 ページの計画で、今年の秋口に、この辺りたまたま見に行ったことがあるのですが、この辺り水田ではなくて、今年大豆が栽培されていたような気がします。もともとの計画は水田なのですが、何かの事情で大豆か何か変わったときに、水田ですと 24 時間で排水されれば、作物的には大丈夫なものが、例えば大豆あたりですと、畑作物なので、何時間ぐらいでということが、もっと厳しくなるのかなという気もします。そのあたりの将来的な水田から畑作への転地ということを考えたときにも、そのあたりの対応は、この辺が余っているということによろしいですか。

(農業基盤室長)

当然水田を活用して水稲、それと今言われています転作で麦大豆というのを、同じほ場で作るという、今現在の計画になっておりますので、先ほど説明したように、水稲の場合は 24 時間水がついていても、作物にはほとんど影響ないという説明をさせていただいたのですが、転作の場合の麦大豆のときは、営農努力によって、例えばあぜ。あぜというか、地区内に水切りを作ったりして、野菜等が長時間の冠水にさらされないような、営農の面で努力していただいているという状況でございます。

(委員)

分かりました。最後に、今後の課題等で、環境へ配慮した取り組みというのを挙げていただいているのですが、この辺りこの地域はそういった意味では、もともと湿地が広く広がった地域で、こういうふうに入ると、なかなかもとの環境は維持できないというのがあると思います。それに取り組んでいただけるということで、ありがたく思います。もう一方で、営農を始めますと、どうしても越流はできるだけ避けなければいけないことが出てくると思いますので、この辺の農家の方が農業を行っていることで、災害の影響が出ないような防災への取り組みを、また今後環境がどのように変わって、こういった局地的な雨が降るんだというふうな、そういったところも絡んでくるかと思います。防災に関しても、その周辺の上流の河川の状況も見ながら、防災に配慮した形で、しっかりとした農業をこの地域で実際するような取り組みも、防災の方もご検討いただければと少し思いました。以上です。

(委員長)

他に何か。

(委員)

担い手農家のスライドを出していただけますか。この事業目的は担い手育成なのですが、年齢を見せていただきますと、いわゆる労働世代といわれる 60 歳以下の方が 3 世帯だけしかいない。失礼ながら、男性の平均寿命が 78 歳ぐらいだとすると、1 枚前のスライドで、平成 27 年に 97.9%まで上げていくという目標値が挙げられているわけですが、平均寿命を既に超えられた方が担い手育成のターゲットになっている。確かに課題として高齢。この状況だと高齢化じゃなくて、完全に高齢社会になっていると思いますが、これを担い手育成として入れるのかという疑問があります。ただ、これは 1 軒当たりの代表者の年齢が、この年齢配置であって、三ちゃん農業じゃなく二世帯農業でやっているということが分かるのであれば、担い手育成、次の方が育っていくのでオッケー。その辺の家族構成なりが、このデータだけでは見えないので、実際この後のスライドの担い手農家の状況を見せてもらおうと、果たして担い手経営面積が達成可能なのかという疑問が非常に残ります。その辺をご説明いただきたいと思います。

(農業基盤室)

担い手の視点につきましては、津市の水田農業計画の中で、現時点で位置付けられている 13 名の方を対象に考えさせていただいています。現時点と申させていただきますのは、先ほどのアンケートの方も、この 13 名の方にも 10 年後どうですというお話をさせていただいて、そのうち確か 4 軒の方は、後継者がいないの

で、私が終わったら次の方にお譲りすると答えていただいています。他の基本的には多分経営面積を見てもらうと、ものすごく多い方は現時点で 60 町経営されてみえますが、5 町程度の方もおみえになります。現在でも 100 町、200 町の方がみえまして、基本的に将来的には若い方にどんどんこの中でも集まっていくと考えております。この中で 1 名は松阪の方で、こちらへ入り作してみえる方もみえまして、そのように他地域の担い手の方も、またこちらに入っただくのかと考えております。

(委員)

ちょっとそこの食い違いがあったので、それで質問させてもらいました。要は、13 軒ありますよね。担い手育成基盤ですから、担い手の育成が前提の基盤整備だと思うので、果たして 3 軒減ることが担い手育成と言えるのか。1 人の方の作付面積を増やすことが、担い手育成と言えるのかという意味で、データとして不備があると思います。先ほど担い手が 3 軒の方がいないというのは、13 軒中 10 軒になるという意味だったら、本来の目的とはちょっと違うのではないか。お答えを聞いても、そういうイメージが出ます。

(農業基盤室)

三重県の方でも、三重県の労働経営の評価に関する基本方針というのを作っておりまして、それでもモデル的な水田農業経営のあり方を位置付けておりまして、それでいきますと、ちょっとここではできてないところもあるのですが、基本的には 15ha 程度の水田の経営がないと、経営が成り立たないよという状況になりつつあります。ですから経営面積の少ないお年の方は、年金も合わせて生活してみえる方になると考えています。15ha 以上要るとなってくると、ここすべてで 120ha の農地ですので、ここで食べていただく農業者を何人確保できるか。米作があるので、地区外でも経営してもらっているの、トータルの話にはなってくるのですが、人数的には最小限の 15 で割っても 15ha は行かない状況ですので、他地区の経営も合わせてやっていただくという形で考えています。なかなかすべてがこの中で成り立つというのは難しいと考えています。

(委員)

担い手育成基盤整備なので、担い手を増やすという努力はされていないのかということです。この基盤整備をしたことによって、担い手を減らすのではなくて、これだけの年齢層を見せてもらうと、減っていくというのは分かる。本来の事業担い手育成基盤なので、減らすのではなくて、現状維持あるいは増やして、担い手を増やすために必要なほ場整備だったというストーリーだと思うんです。先ほどからお伺いしていると、減っていく、減っていくと言われると、じゃあ何のた

めにしたのとなっちゃって、その辺の何かこれをしたことによって、新たに。農業振興ビジョンも分かるのですが、この地区で何か担い手を増やす取り組みをされているかをお伺いしたかったのです。

(農業基盤室長)

まず最初の委員の質問に対しては、非常に非効率な農業の状況だった地域を、効率良くして、効率良くすることによって、担い手の経営面積を増やしていこうということで、数字からいきますと、本地区事業実施時の担い手は、実は0名でした。自己所有地をやっているというのが6.1%で、平成22年度にこの13名の方がやっておるという状況で、委員言われるように、今からまた減っていくじゃないかということですが、当然より効率的なほ場になれば、少ない人数で農作業ができるようにハード整備をやっていきますので、それは当然の進むべき方向だと考えております。それぞれの担い手が効率良くやって自立できるように、この担い手育成基盤事業は考えている事業ですので、ない地域に担い手を新たに設ける、認定農業者を生み出すという事業ですので、結果、現在はたくさんみえますが、ゆくゆくは適正な人数の担い手に、この地域の農業がなされると考えております。

(委員)

今、ご説明あったのですが、将来的には営農組織、今ここに営農組合で9.6町、これを何になさっているのですか。集落営農の1つとしてでなく、個人的に営農組合か何かでお米を作っておられるのですか、一番下のNの営農組合さんの9.6は。

(農業基盤室)

ここは南河路の自治会で営農組合を作って、そこで1人の担い手さんにみんなが預けてやってもらうという形を取っています。

(委員)

それでは、貸借で借りた田でお米を作っておられるのですか、作られない方の。

(農業基盤室)

そうですね。そこを担い手の方の集積ベースのほとんどが、貸借あるいは作業委託という形で入っている面積がほとんどです。

(委員)

先ほどからいろいろなご説明があったのですが、将来的には全体を集落営農組織にして、1人か2人の担い手さんで、これだけの田をしていこうとか、そうい

う計画も睨んでのことでしょうか。今、アンケートを見せてもらったら、品質が良くなったとか、収入が上がったとか、そういうのは全然挙がっていないのです。せっかくこれだけしたのに、収入は上がらない、品質は良くない。ただ、作業がしやすくなったし、道も良くなった。そういうのはよく分かるのですが、根本的な品質や収入が上がらないことには意味がないですし、これから TPP の問題もありますので、もっともっと収益性も減っていく可能性もあるので、がちりとスクラム組んで組織的な営農をしていかないと、個人が償還金なさるのかどうか知りませんが、償還金だけでも大きいでしょうし、水の分担金もきっと毎年幾らかお払いでしょうし、そういうことも考えたら、本当に採算的に合わない農業になってしまいます。せっかくこういう大きな改良をされたのでしたら、もっと収益性に変わっていくような形にしていただきたいのと、もう 1 つあったんです。

土地持ちですけど捨てない。そういう方のパーセンテージが先ほどあったのですが、土地持ちの方でされてない方は、さっきの委託に皆なさっているのでしょうか。それともそういう土地が荒れて、何も作っていない。さっき言われたきゅうりやなばなや作っていないというのは、そういう人が持っているけど作らないのは、そういうパーセントに入っているのでしょうか。どこだったかあったはずですが、37%の人が作っていないのに、委託していないのに。土地持ち非農家の人が32%なのに、そういう人はどこへ貸してあげているのか。そういう人こそ利用集積の方に回して、どんどん土地利用をしていかないと、利益率がだんだん少なくなっていくと思います。

(農業基盤室長)

1 点目の収益が上がっていないとか、農業面の効果が少し足りないのではないかということですが、農業効果で作業が楽になったとか、維持管理が楽になったという裏返しをすれば、作業効率は上がって当然かける経費が少なくなったという回答を得ていますので、当然その面からいうと、以前に比べたらかける経費が少なくなって、売れるものが同じであれば、当然利益率は上がってきていると考えております。

もう 1 つの土地持ち非農家については、この事業で 3 割ほどいるのですが、この方たちは、地区の先ほど言っています 13 名の担い手の方に農地を貸し出して、担い手の方に農業をやってもらう。自分の土地は農業をやってもらっているということで、この地区での耕作放棄地はありません。

(委員)

ありがとうございます。それでは、今後こういう集落営農組織も考えた上のあれですね。土地改良区全体はだんだん減って行って、担い手がなくなってきた

ら、集落営農化して、2～3の若者に託して大きな農業にしていく。でないと、先ほどの機械化したので、収益性はそれに換算されて、時間も利益に換算されていると言われたのですが、それだけ大きな機械を購入されたということは、その機械のお金も大きいですね。小さかったら小さい機械のままできたけど、先ほどの機械だったら、相当値段すると思うので、それ差し引きすると、そんなに私は利益的には上がってないと思います。ただ、せっかくだから、品質ももうちょっと向上させるためには、みんなでコンポとかケイカルを一緒にまこうとか、みんなで一緒に自動散布の農薬、いろいろな方がいらっしゃるから難しいとは思いますが、一緒に散布しようとか、そういうところで経費節減を考えていかないと、ちょっと高い土地改良になっているかと思うのですが。

(農業基盤室長)

今、委員が言われますように、例えば共同の防除とか共同の施肥とか、そういった形で、一人の担い手なりが、経営面積が広がれば広がるほど、そういった問題は解消されていくと思います。その人がスケジュールに従って作業するわけですから、結果としてそっちへ向いていくだろうということと、当然経営面積が大きくなりますから、それに見合う機械を装備していかないといけない。これは当然のことです。当然、機械を整備する、資本投資をする見合いがあるから、農業を続けていくという人たちが残るということです。私はどんどん効率的な作業をやられる担い手さんが増えてくるということで、いいのではないかとということで、このハード整備を進めていっています。

(委員)

ありがとうございます。頑張ってください。

(委員)

先ほどの委員が今言われたみたいに、私はこれを見ていて、負の遺産というのではないのかなと。やってすごく良かった。こちらが言われるのは、素晴らしい計画をなさって、担い手がいっぱいできて、若者がどんどん農業というものに目覚めてということをしているのかと思ったら、いやそうじゃないんだというふうに聞こえてきてしまう。どっちなんだろうと、私は思ったのです。というのは、私は農業の経験がないので、何とも分からないのですが、今、水田の方を見ると、本当にすごい大きな機械があって、あれで米はこの31ページに農業の収入が増えたと書いてありますよね。であるならば、もっともっとみんなが農業というものがこんなによく儲かる。こんなにいい機械を入れてもまだ儲かるとは、私には聞こえてこない。そうじゃないだろう。本当は困っているんだということも、私は前面に出して、こんなにすごいと思ってやったのですが、実は大したことな

かったですわ。何かいい方法ないですかぐらいに、私は聞こえてくるのですが。そうじゃなくて現場では、みんなとても喜んで、この事業、収入が増えて、次々と担い手が増えているとお考えですか。

(農業基盤室長)

先ほども言いましたように、担い手がどんどん増えるというわけではなくて、この地域に応じた適正な数の担い手が育成されて、その方が営農できれば、この地区のほ場整備の目的としては、達成されるものだと考えています。

(委員)

それは現在、今の状態ですよね。今現在、そこでしている人たちが、最良の状態で行っているとお考えなのですね。

(農業基盤室長)

今のアンケート結果から見させていただいても、そういう答を頂いていますので、そういうふうに認識しております。

(委員)

それで、機械がどんなに大きくなっても、マイナスとは絶対考えられないのですね。

(農業基盤室長)

個人の資本整備について、個人の方が計画を立てられて整備していますから。

(農業基盤室長)

そういう部分については、個人の方に任せてありますので、こっちがこの機械を何台揃えよう、コンバインを何台揃えようというところまではやっておりません。

(委員)

そう聞くのではなくて、みんな土地が広がった、やりやすくなった。そうしたら、大きな機械を入れたくなる。入れたらきっと負の遺産も増える。米がすごくよく売れて、みんながいい暮らしができるようになるとは、イコールになるのだったらいいですが、大変なところもあるんですよねというのが、私は見えて、見えて仕方がないのです。それと、災害が来ないとは、もう今の時代言い切れない。なのに、現在、時期的にもいいんだ、何もかもいいんだ、それもいいんだ、これもいいんだという上で、この事業が成り立っているというのは、何となく。

私は農業したことないので分かりませんが、机上の空論で終わっているのではないかという気がしました。

(農業基盤室長)

災害のことで、お答えさせていただきます。先ほども委員の説明のときに、被害はなくなりましたとは説明しなくて、被害は軽減されたと説明させてもらったと思います。当然、絶対被害が起こらない整備というのは不可能ですので、ある程度被害を軽減させることができたというところで、整備ができたと解釈しております。

(委員)

いろいろな意見が出て、私の方からは、最後のアンケート調査、24 ページの将来(10年後)の農業。10年後農業を続ける 47.2%、作業委託・貸し出す 18.4%、無回答 34.4%となっています。何がしかの形でこの農地を10年後利用する、またはこの農地を活用していくということが 65.6%。13 ページの農地の集積状況、平成 27 年に 97.9ha まで持っていく。目指す集積率は、最終的に何%まで持っていくのですか。数字はないのですか。57.9%が現時点ですね。ということは、気になるのは、10年後農業を続けるという方が 47.2%です。これはあくまでもアンケートですから、あくまでも希望的予測、続けるだろう、自分は続けていくだろうという方のアンケートの結果が 47.2%で、今のお話、担い手の方とか、新しい 24 年度の農水省の農業基本経営方針とか基本施策のこともちらっと聞いていますので、利用集積、集落営農法人化をして、なるだけ小規模な農家の方は、できるだけ集積の方に持っていってもらおうという国の方針も、一応聞いてはおりますが、果たしてそのようにうまく行くのか。今のアンケートの結果とか、総合的に判断した中で、非常に気になるパーセンテージだと思います。その辺をご説明いただきたい。

だから、この計画と、実際農家の方々が思っている、地域の方が思っている営農に対する考え方。今、委員が一生懸命おっしゃっていましたがけれども、過剰投資で実際に TPP に参加した場合、米の値段もガタガタと落ちこんで、対米の米価に対応できないぐらい競争が非常に激しくなった場合に、では皆さんが希望を持ってできるような形の結果として。これは TPP を予測して取ったアンケートではないと思うので、非常に不明瞭なアンケート結果だと思っています。実際にこれからの社会状況の変化を予測した場合に、農業を取り巻く、24 年度の農水省の基本方針なども、ちらっと頭の中に入れた場合に、このグランドデザインでいいだろうかという心配があるのです。その辺の説明をお願いします。

(農業基盤室長)

まず、10年後の平成27年の97.9haに対する集積率は、81%の農地を集積するという数字になります。それと、この地域では10年後も農業を続けるかという農家が、77戸、47.2%ですが、この方たちの約73%、77戸中の56戸の方々は、自分ができる間は耕作やりますということで、その後はどうするかというと、56戸の方は誰か担い手に委託をしていく。ですから、今農地である部分については、農地として守り続けたいというアンケートの結果でした。

委員が指摘されますように、TPPとかいろいろなことを睨んでこの整備で十分成果が上がるのかということ、若干トーンは鈍るのですが、より効率的にという農作業の視点で大区画化を推進して、一番農作業で維持管理に時間がかかる水管理について、その部分を省力化させることによって、より担い手へ集積が進み、その担い手がより効率的な農業がやられて、収益も上がって、職業として成り立っていくだろうという、これは国の方針でもあるし、私たちもそのように考えておりますので、その考えに基づいて整備を進めていきたいと考えております。

(委員)

ありがとうございました。1つご提案というか、私の希望です。一応いろいろな農業を取り巻く環境というのは、農水省からも年度を追うごとに非常に厳しい環境になってきています。三重県の基本方針とか、三重県の農業経営指数というものもありますが、農家の方が誰も知らないわけです。そんなものあるの？ 農業経営指数なんか聞いたことないと。先ほど15ha以上作らないと儲かりませんよといったことさえも、分かっていない方が多いのです。せっかくお金をかけて基盤整備をしたにもかかわらず、そういうことさえも知らない方がほとんどです。だから、せっかくお金をかけて、これだけの基盤整備をしたわけですから、できることなら私の希望ですが、そういう新しい社会状況における厳しい農業環境において、新しい農業経営指数というものをお示しになって、そして健全な農業経営ができる、要するに、儲かる農業経営ができるということ、ちゃんと農家の方にもお示しになっていただければいいかと。そのように私としては志しています。私からは以上です。

(委員)

何年か後に、このアンケート調査の農業効果の内容についてですが、bとeとgがちょっとでもピンクの線が上に広がるような形で、きちっとした農業の方のアドバイスと、手を携えてみんなで頑張っていきたいと思いますので、皆さんよろしくお願いします。

(委員)

委員の皆さまがもういろいろ発言なさったのですが、この数字的なものを見て

いると、23 億の予算で、国が半分で、県・市・地元ということで、地元が 12.5 でしたっけ。だから、2,500～2,600 万出しているんでしょうかね。ここに参加している方々が、払っていらっしゃるのですか。

(農業基盤室長)

そうです。ここの従事者が払っております。

(委員)

そうすると、この大型機械も、地元で自分たちで共同で買われたのですか。15 ページにあるこういう水稻の。

(農業基盤室長)

リースです。

(委員)

リースでも、買ったのと同じです。お金を払わないといけないということですよ。

(農業基盤室長)

これについては、農作業をされる担い手の方の出費だと思います。

(委員)

何がお聞きしたいかというと、13 人の方がおられるか何かで、2,500～2,600 万だったら、1 人 200 万ぐらい出費していますね。面積によって違うのは分かるけど、ざっとした話です。

(農業基盤室長)

この地区の 120ha については、約百数十名の方が地権者としてみえますので、その方たちがこの事業の負担金を払っています。

(委員)

百数十名の方皆さんが、応分にに応じて出されているということですね。では、農業していない人も地権者であれば、出しているというシステムなのですね。

(農業基盤室長)

そうです。この地区はそうになっています。

(委員)

農業やっている方だけが担うものではないということで、そこは分かりました。ただ、パワーポイントの 15 ページの下ですが、大型機械の導入による効果的な生産で、1 億 4,300 万ぐらいの予定が、1 億 3,200 万ほどになった。それが先ほどのような説明で、水稻を植える方が少ないとか、なばな、きゅうりが少ないという理由は分かりましたけど、たぶん工事をやっていくときの B/C か何かで、この効果は 1 億 4,300 万ということで、最初に数えられている部分なのですか。これは非常に重要な数字だと思います。

それから、右の 16 ページの走行経費節減効果のところも、1,100 万ほどが 679 万ほどになっているということで、非常に効果の部分が金額的に少ないということと、21 ページのアンケート調査の結果のところ、上の段ですが、先ほど委員もおっしゃっているところですが、農業収入が増えた g は、ほとんどない。ということは、水稻とかなばなをもっとたくさん作ってもらって、出荷しておれば、もう少し効果的な生産になり、輸送の効果率ももっと上がり、収入が増えた実感されることになったはずだということなのかということ、長くなりましたが、お聞きしたいです。それから、収入が増えたというのは、収支が増えたのか、生産高をお金に換えたときが増えたのか、どちらを取っていらっしゃるのでしょうか。

要するに、先ほどからもお話が出ている部分ですが、目に見えて収入が増えて良くなったというふうには実感するには、どうしたらいいのかなと考えますと、効果的な生産が、まず 15 ページの下でできてなかったのかなとか、それによって効果的な輸送の効率化は、ちょっとしか運ばなければ効率化は少ないです。そういう意味で、21 ページの農業収入が増えたというところが、ほとんどないということなのでしょうねと。

(農業基盤室長)

委員言われるように、計画どおりに効果の額が出なかったというのは、計画で作る予定になっていたなばなとかきゅうりとか、そういったものが作られなかったので、計画に比べて今時点の実績の成果は、上がりませんでしたという回答と、小麦の栽培面積が増えて、水稻の面積が減ったというのは、農業施策でいわゆる小麦・大豆の転作を進めていますので、水稻が減った分は小麦に変わっているのですが、経費として水稻の方が効率が上がるもので、その部分で計画に見合う効果が上がらなかったことからだと思います。

それと、農業収入が増えた g の欄、回答 1 ですが、アンケートの取り方です。農家 163 名、いわゆる全部の農家に農業収入が増えましたかという問をしているもので、やはり自作というか、自分たちでやって自分たちで消費するという農家も、141 名の中にはたくさん含まれていて、実感として収入が増えてはいないと

ということで、アンケートの中ではgの回答がなかったものも含まれていると思っております。

(委員)

すごく第三者的な言い方ですが、この再評価するときには、先ほどの自分のところで食べたであろうというのではなく、実際にたくさん作ることができた。それは金額に換算したら多くなったとか、そういう方が非常に投資をされた、予算が入った効果があると思うのですが。そうすると、また今後10年後かに、先ほど営農の方の方が、TPPは別にして水稲を多く作ることになったら、もっと効果的な運営が収支的にも出てくるということが、言えるのでしょうか、今の時点で。

(農業基盤室長)

ある程度経営面積が増えれば、当然経営は安定されていくと考えております。

(委員)

そうすると、農水商工部では、アフターケアのような感じで、こっちの方向へ行ったらどうですかというのは、先ほど委員も言われましたけど、一旦できてしまうと、行く末についての関わりがあまりないということですか。

(農業基盤室長)

県の機関としては、農業経営に対しての指導とかアドバイスをしている部署もあって、それぞれやっているのですが、こういうハード整備に伴う効果の部分については、私ども今回のような事後評価という作業がありますので、私どもの方でやっていますけど、一般的にも農業普及という部署が、営農指導には当たっております。

(委員)

そういうこともちょっと含めて聞かせてもらえると安心するけど、誰も後継がないのと違うかと思って、不安に感じてしまうというのが思ったことです。収入が増えたというのは、生産高のお金なのか、収支が良くなったのか、どちらなのでしょう。

(農業基盤室)

非常に申し訳ないですが、アンケートの取り方が、良くなったところで並行して複数回答可とやってしまったので、そこまで取らせていただけないのです。ですから、想像するしかないという状況です。

(委員)

これをもとに一生懸命考えようと思って、考えたんですけど、ちょっと。分かりました。今日のところはそういうことということが分かりました。ありがとうございます。

(委員)

事後評価書の5ページを見ていまして、まず、担い手と言われるのですが、担い手の定義付けは、どういうものを担い手と言うのですか。

(農業基盤室)

基本的にうちの方の農業施策の中で担い手と考えているのは、認定農業者をメインに考えております。この場合は、今13名位置付けているのですが、そのうち9名が認定農業者になっておりまして、残りの4名については、水田農業ビジョンというのを津市が作ってみえて、その中でこの地域の農業はこの方にやっていただくという位置付けが、明確にされております。だから、この場合は例外的にというか、KからLの方ですが、認定農業者じゃないのですが、担い手という形で位置付けて、計画させていただいている状況です。

(委員)

要するに、何ha以上作るとか、何かそんな基準があるのですか。

(農業基盤室)

それについては、それぞれ基本的には市町が基準を定めてやるようになっていまして、県として方針は示しています。それが先ほど言うように三重県の農業経営の強化に関する基本方針ということで定めておりまして、標準としては何負担と決めるのではなくて、農業収入が個人であれば400万以上、1戸であれば500万以上という形で、1人当たり400万ぐらい、1戸であれば500万～800万ぐらいの収入が上がるような農業経営を目指してみえる方を、認定して応援していこうという仕組みになっています。ですから、先ほどの水田のモデルでやろうと思うと、15haぐらいないと、多分経営が成り立たないのかなというのが、モデルケースという形になっています。

(委員)

そうすると、5ページの2の事業効果のところ、平成9年度当時は、そういう認定制度がなかったもので、担い手というのが0名だということなのですか。平成9年度は担い手0で、集積率は6.1%になっています。

(農業基盤室)

この時点では、位置付けている担い手がいなかったということだと思うのですが。確か6%というと、10町ちょっとの面積が、当時担い手と言われている方でやってみえたということになっているのですが。

(委員)

制度的になかったもので、その当時は担い手は0ということですか。

(農業基盤室)

そこは書いてないので申し訳ないですけど、多分他地区の人が入っているので、この地域という位置付けがされてなかったのだと思います。この地域でやっていただく方という位置付けがされてない方が、やってみえたという面積だと思います。

(委員)

それでは、それを踏まえまして教えていただきたいのですが、パワーポイントの13ページの下に農地の集積状況があります。今、105haの改良をやりました。そのうちの赤で塗ってあるのが、13戸の方で、69.9haを担っている。あとの歯抜けになっている白い部分というのは、161軒の個人の方が作ってみえるということですね。それを27年度ぐらいまでには、97.9haの、ほぼ105ha満額近くを。そうすると、そのとき担い手は何人ぐらいを想定されているのですか。当然もっと減らすわけですね。

(農業基盤室)

基本的にはおっしゃるように、何人と決めて、誰と決めてやれると一番いいのですが、先ほどの15haというのは、この事業が始まった平成7年当時は、お米の値段も全然違ったので、それを5～6haという単位で十分生活できたレベルだったのです。ですから、10年後にこの地域で農業が成り立つ経営面積がどれぐらいなのかが、見えてない状況もあって、なかなかそこまで計画的、戦略的にはやれない状況にはなっております。

(委員)

だけど、それはある程度方針を出さないと、全然離れていきます。

(農業基盤室)

ですから、それを市町村の方で水田農業ビジョンを作ってもらってやっているという状況で、それを応援する形で、県も一緒にやらせていただいているという

状況です。非常に申し訳ないですですけど、10年後ぴしっと決めたというところまでは、なかなかできない状況である形です。

(農業基盤室)

市町村単位とか県単位では、認定農業者の数は掲げてはいますが、出入りとかがございますので、その地区だけという設定はなかなか難しいので、ちょっと言えない。でも、ある程度の目標値は、地区地区で営農の普及員の方々は、目指すものはしてみえると思いますが、県として認定農業者の数は、目標値で上げております。

(農業基盤室)

1つだけ PR させていただきたいです。ほ場整備した所で、担い手への集積率というのは、ここまで国の方針とかあまりきつくはしていません。2割以上集積増やしましょうぐらいレベルで。ですから、このように、地域と打ち合わせしながら決めたと思いますが、8割を超える集積にするという目標、かなり挑戦的な目標を掲げてやりたいといっている地元はちょっと少ないと、私どもは思っています。

(委員)

次、14 ページのところに経済効果というのがあります。このところで後ろの方に、効果のマニュアルというのがあります。担い手育成基盤整備事業の概要の次に、費用対効果の算定というのがあります。そこで14 ページを見ていただいて、年総効果額というのがあります。それで、各項目があって、これについて説明がずっと書いてあります。その下に、妥当投資額というの、数字が上がっていますね。これはどういうふうに出すのですか。

(農業基盤室)

これも事業が5年前に終わっていますので、その時点の金額を今の時点にスライドさせたというお金になっています。

(委員)

そうすると、上の総事業費というのがありますね。それとの関連は？

(農業基盤室)

総事業費の方は、これは中勢用水事業という、ここへ用水を持ってくる事業がありまして、そちらの用水路の整備事業をプラスしていますので、若干このほ場整備だけではありません。このほ場整備の所で農業をするに当たって、いる農業

用水を引っ張ってくる別事業がありますので、その別事業もプラスして効果を考えさせていただきます。

(委員)

その妥当投資額の中には、工事金額とかが全部入っているわけですか。それから、今後の維持管理費。それは県が負担してないから、個人単位になるから、そういうやつはみていないのですね。妥当投資額というのは、平成 10 年度から事業が始まってからの工事費の金額を、何年かのあれでスライドした金額が 38 億ですか。

(農業基盤室長)

妥当投資額というのは、先ほど担当が言いましたように、中勢用水の中の関連事業費も足した総額。

(委員長)

他の事業部と用語が違うので分かりにくいんだけど、いわゆる他の事業部の言われるベネフィットとコストのベネフィットのところは妥当投資額で、コストが総事業費なんですよ。それで、BとCを計算しているのです。妥当投資額というのは、投資した分じゃなくて、効果の合計でベネフィットなんですよ。それがちょっと別に悪いわけではないんだけど、他の事業部と用語が違うんです。それでちょっとごっちゃになるんです。

(農業基盤室)

すみません、先生のおっしゃるとおりです。ベネフィットということと、農水省の表現が、妥当投資額という形ですので、ちょっと表現が変わっています。他でやっているベネフィットに相当する額と、理解していただきたいと思います。

(委員)

ちゃんとした算定根拠があるのです。ここには付いていないけど。

(農業基盤室)

はい。農水省の基準どおりの算出をさせていただきます。

(委員)

分かりました。

(事務局)

委員のおっしゃるように、ちょっとこの内容では、他の道路とかとはベネフィットの算出の資料が少ないです。これをもう少し付けよというのは、私ども事務方も言ったのですが、それを付けるとものすごく膨大な量になりますので、これで省略させていただいておりますので、よろしくをお願いします。

(委員)

もう一回これを確認です。作物生産効果が、当初計画のわずか2割しかないということで、ちょっとここをもう少し詳しく説明してもらわないと、委員会としては見逃してはいけないと思います。計画より8割も少ない効果というのは、ちょっとどうなんだろうと。ただ単に作るものが違って、そんな8割も減るとするのは、ちょっとどうなのか。今後のこともあるので、ここまで減ると説明してもらった方がいいと思うので、お願いします。それがアンケートの収入が増えなかったということに、つながってくるのかと思います。

(農業基盤室)

効果の方が、一番左の部分が、事業実施前に実際に植えていた農作物の一覧になります。その次の計画というのが、我々がほ場整備した後、こういうふうに住付けしていただきたいと考えていた農作物です。ですから、湿地帯であったのをほ場整備して、畑作として利用できるようになりましたので、畑作を振興していきたいと考えておったのですが、そこがちょっと進まなくて。乾田化できたので、小麦なんかは最初20haしかなかったのが、34ha住付けが進みました。今回は効果の額の中では、ちょっと具体的な数字まではしかなかったのですが、それで農水省の方にも根拠が書いてないので、出してはいないのですが、担い手の人と今回の事後評価にあたって、いろいろ営農状況どうですかというお話をさせてもらった中では、小麦なんかは3割ぐらいは乾田化されて、よく取れるようになったというお言葉は頂いているのですが、なかなかそういう具体的な数字には表せてないので、ちょっと低くなっています。作物生産効果、さつまいもであれば4.6ha、なばなでは16haなど住付けして、生産量を上げていくという計画をしておりましたので、そののところは上がり、すべて増えた農作物は小麦のところへ行っちゃって、小麦の方でしていただいたという形になってしまいましたので、効果の算定ができなかったという形になっております。

(委員)

なぜなばなをこれほど高い数字で計画していたのに、0.1まで下がったのか、これは理由があるのですか。やっぱり単価が安いからですか。

(農業基盤室長)

計画時点、なばなを作る農家を考えておったのですが、実際なばなを生産される農家が、現時点でできなかったという結果になっています。

(委員)

それは営農指導をしなかったのですか。そういう営農指導をしなかった結果、なばなの生産農家が生まれてこなかったという意味ですか。

(農業基盤室長)

事業のPRが足らなかった結果とも取れます。

(委員)

あと、きゅうりも言われましたけど、やっぱり他にも同じようにそのあたりの営農指導のところで、計画で0から増やして4.6ですが、実際は大幅に減っている、小麦のプラスを他が全部消しちゃっていると。計画の2割まで下がっているということは、そういうできた後の指導がうまく回っていないことを、意味していると考えていいですか、なばな以外についても。

(農業基盤室長)

全般的に野菜関係については、地区の農家の方に、この計画の数字が浸透していなかった結果に、なっている。

(委員)

もう1つ確認です。県の事業部署と農家との間で、連携は取れているのですね。だから、そこの話し合いで、できたらこういうものは作ってよという話はできたけど、拒否されたと取っていいのですか。

(農業基盤室長)

計画の時点では、当然普及部門も入り、地元も入り、この計画の数字を作り出した。ただ、現実営農の部分でそれが実行されてないというのが、今現状です。

(委員)

ということは、対象農家をご理解いただいていないと取ってもいいということですね。

(農業基盤室長)

誰がどの会社というところまではしてなかったもので、その分が若干実行されていない。

(委員)

これについては、今後、また改善の余地はありますよね。

(農業基盤室長)

農地は乾田化になって、畑作も可能になりましたので、当然そういう普及はさせていただきます。

(委員長)

では、ここで本件については終わりたいと思います。時間があれなので、5分ほど休憩を取ってもよろしいですか。では、今から5分だけ休憩を取らせていただきます。

(休 憩)

(公共事業運営室長)

それでは、再開をいたしたいと思います。よろしくお願いいたします。

502番 にしきぎょうかいがん 錦漁港海岸

(水産基盤室長)

水産基盤室の平野です。どうぞよろしくお願いいたします。それでは、錦漁港海岸の事業概要を説明させていただきます。まず、事後評価の説明に入らせていただく前に、前回の委員会で委員長からのご質問で、農水商工部が海岸環境整備事業を行う理由についてご回答も踏まえさせていただいて、三重県における漁港海岸整備事業の概要について、ご説明させていただきます。お手持ちの資料とパワーポイントをご参照ください。

まず、はじめに三重県の海岸とこれに占める漁港海岸の延長ですが、画面に示しましたとおり、県全体の海岸延長は約1,088 km、うち約527 km、48%が海岸保全区域に指定されています。それで、この48%に当たる527 kmが海岸保全区域で、残りの561 kmというのが、自然海岸となっています。水産基盤室では、画面に黄色で表示しました、水産庁の海岸線延長約136 km、保全区域の延長約98 kmを所管して、県または市町で管理させていただいています。

三重県の漁港海岸についてですが、漁港海岸とは漁港に接している海岸ということにして、海岸の管理者は当該漁港の管理者である地方自治体が行っております。三重県の漁港海岸は全部で69あり、県が管理させていただいているのが11、市町が管理していますのが58の漁港海岸です。

次に、漁港および海岸管理者が管理する区域につきまして、今回の錦漁港を例に説明させていただきます。茶色で囲まれました区域が漁港区域の範囲で、青色で囲まれた区域が海岸保全区域となっています。漁港区域、海岸保全区域における施設の新設とか改良は、管理者が行なうことになっています。

次に、農水商工部において、国（水産庁）補助メニューで実施可能な事業は4つございます。今回事後審査していただく錦漁港海岸事業は、黄色で示させていただいております海岸環境整備事業です。委員長からご質問のありました農水商工部が海岸環境整備事業を行う理由といたしましては、他の海岸事業と同様に、国土の保全と生命、財産を守ることを目的としながら、その防護と合わせて、快適な海浜利用の増進に資するための施設の整備を行うことができる補助事業ですという回答になると思います。

海岸環境整備事業の実施状況についてです。漁港海岸における海岸環境整備事業の事業制度は、昭和49年度に創設されています。県営漁港海岸におけるこれまでの事業実績は、上の方ですが錦、黄色の所です。それから、三木浦の漁港海岸の2海岸です。このうち三木浦漁港海岸につきましては、平成15年に事業が完了したということで、21年に事後評価を審査していただいています。以上で、海岸事業における概要説明を終わらせていただきます。

それでは、実際錦漁港海岸の事後評価ということでご説明させていただきます。本地区は、三重県公共事業事後評価実施要綱第3条に基づき、事業費が10億円を超えて、事業完了後5年を経過したことから、今回、委員の皆さまにご審査いただくということです。それでは、502番の海岸環境整備事業錦漁港海岸の事後評価について、前回の委員会でご質問を頂いた回答も踏まえて、ご説明させていただきたいと思います。

はじめに、錦漁港海岸海岸環境整備事業についてご説明します。まず、本事業の位置ですが、本県の紀勢東紀州地域に位置する大紀町錦地区の錦漁港海岸で実施しました。赤色で囲んだ区域が、錦漁港の漁港区域です。青色で囲んだ区域が、海岸保全区域です。先ほど言わせていただいたのを、航空写真で分かりやすくさせていただきます。

次に、海岸環境整備事業の事業についてですが、これは国土の保全と環境との調和を図りつつ、海水浴などの海洋性レクリエーションをはじめとするさまざまな海浜ニーズに対応するため、海岸堤防、離岸堤、突堤などの海岸保全施設の整備とあわせて、養浜、遊歩道などの整備を実施し、快適な海岸利用の増進を行うことを目的としております。

次に、事業目的および内容についてご説明します。まず、事業目的についてです。事業着手前の海岸は、狭い自然の砂浜のみで、海水浴の利用や地域住民の憩いの場としての利用には、不十分な状況でした。また、当時は地区外の方の利用は、ほとんどない状況でした。このため、海辺を利用したレクリエーション活動

や地区外の方との交流、そして地区への経済効果を期待する場としまして、砂浜や付帯施設を整備することが望まれていました。

この写真が、事業実施前、事業実施後の現在の錦漁港海岸の状況です。7月から8月までの海水浴シーズンを中心に、地区内外から多くの子ども連れやカップルの方などに利用されています。また、年間を通じて錦地区の方々のウォーキングや散策等の日々の憩いの場や、レクリエーション活動の場として利用されています。

事業の内容としまして、平成8年度から平成17年度までの10年間の事業実施期間中に、①養浜、②突堤、③離岸堤、④護岸、⑤遊歩道、⑥トイレ・シャワー棟、⑦駐車場などを整備しています。全体の事業費は15億5,100万円です。また、関連施設として町営事業により、右の上のほうですが、トロピカルガーデンが整備されています。

先ほどの詳細についてですが、海浜に砂を入れて砂浜を整備しました。先ほど言いました養浜と言います。海水浴に適した粒が細かい白砂で整備いたしました。次に、突堤と離岸堤についてですが、砂浜への波を静穏化し、砂が沖合に流出することを防止する目的で設置しました。環境景観等に配慮し、材料に自然石を用いました。その結果、エビ・カニ、貝類の生息場が創出されています。次に、海水浴場背後に設置した護岸についてですが、自然石利用と緩やかなカーブを施し、景観に配慮した整備を行っております。次に、遊歩道ですが、海水浴場を周遊できるように整備しています。また、ウォーキングや散策時に、湾口を見渡す景観スポットや磯遊びの場へのアクセスなど、多目的に利用できるように整備いたしました。次に、トイレ・シャワー棟ですが、足洗い場、ベンチ、シャワー、更衣室が整備されています。一応無料です。次に、駐車場ですが、海水浴場の近くに3箇所整備いたしました。駐車台数は乗用車で62台駐車できるスペースを確保しており、来訪者にこれも無料で利用していただいています。次に、バリアフリーに対応した施設をご紹介します。海浜中央を写した写真ですが、遊歩道は段差のない緩い傾斜のスロープで整備いたしました。また、先端部の遊歩道や階段には、手摺りを設置しております。

次に、事業の効果についてご説明します。本海水浴場は、突堤や離岸堤を整備しましたので、普段は波がほとんどなく、海水浴の時期には、県内はもとより中部圏や関西圏から多くの子ども連れやカップルの方々に利用されています。また、レクリエーション・イベント活動の場として、海開きの際には、『いそもんフェア in にしき』という地域団体主催の祭りが開催され、お盆の時期には町主催の花火大会が開催され、地域住民の方と交流や祭の会場としても利用していただいています。

また、海水浴利用者の人数についてですが、事業計画時の入込客数の見込みは、年間で3,300人程度を見込んでいました。画面に平成18年度から22年度の入込

客数を、示させていただきました。これらの人数から、過去5年間の平均入込客数は1万1,426人となっています。事業計画時の3,300人の見込みに対して、昨年度は約1万1,000人の利用者でした。

次に、事業の効果として、費用便益分析結果についてご説明いたします。算定は、海岸事業実施者である農林水産省および国土交通省の統一で出されています『海岸事業の費用便益分析指針』に基づいて実施いたしました。本事業で算定する便益項目は、海岸利用便益のうちのレクリエーション等利用維持・向上効果について算定しています。海岸を整備することで生じるレクリエーション、スポーツ等の利用が増大することによる効果です。詳細の算定方法につきましては、水産庁より出されています『水産基盤整備事業費用対効果分析のガイドライン』により算出しています。

算定方法は TCM、Travel Cost Method、旅行費用法と呼ばれる方法で、当該場所を訪問するために必要とされる旅行費用により、利用便益を想定する方法です。ここで、通常の TCM とは、事業実施前に来訪可能な地域の住民の方に対して無作為アンケートを実施し、施設利用意志のある来訪者数に、消費者余剰、これを仮想支払い意志額と言わせていただきますが、それを乗じて算定する手法です。今回の錦漁港で算定しました手法については、下の欄の簡易的な TCM で、来訪者数や来訪者の出発地が特定できて、旅行費用が明らかに分かる場合には、この方法でやらせていただくということで、これでやらせていただいています。7月22日から24日の3日間、平日を含めた金土日に海水浴場で、旅行費用等に関するアンケート調査を実施し、便益を算定しました。

続きまして、費用対効果の算出についてご説明します。総便益は35億3,900万円。便益対象期間は、整備後の平成18年から平成67年の50年間の便益を算定しました。詳しくは後で述べますが、利用便益については、年間約1億500万円となります。総費用は24億8,100万円です。建設費については、平成8年の工事着手から17年の工事完了までで、15億5,100万円。維持管理費は、県から大紀町へ管理委託費用の実績から、年間86万円を用いまして、整備開始の平成8年から10年間の建設費と、整備後の18年から67年度の維持管理費を費用としています。これらから、費用便益比 B/C を算出すると、1.43 となります。

先ほどの海岸利用便益の算定根拠についてご説明させていただきます。当海岸で、今年の7月22日から24日までの3日間、海水浴場を利用者アンケート調査を実施したところ、三重県内はもとより、中部圏、関西圏のさまざまな場所から来訪者がありました。①の集計人数は、アンケート回答者316人のうち、住所未記入者と隣接するトロピカルガーデンのみの利用者28人を集計から除外し、288人とさせていただきます。②の比率は、合計人数を1として、回答者の居住地別人数から、その比率を算出しています。③の来訪者数は、過去5年間の平均来訪者数1万1,426人から、15歳未満の年少人口を除いた、生産年齢者と老年

者で推定し、9,826人と推定いたしました。④の旅行費用は、右の方に算定例を示しましたが、アンケートで回答を得た移動時間、移動距離、高速料金、住所から、各居住地域の旅行費用の平均額を算出しています。⑤の旅行費用総額は、③の来訪者数と④の旅行費用を乗じて算出し、その合計額が、黄色で示させていただきました年間約1億500万円となりました。

次に、副委員長から、前回の委員会でご質問のありました、海水浴場に併設するトロピカルガーデンとの関連について、ご説明させていただきます。当施設は、大紀町、当時は紀勢町なのですが、平成10年度から12年度にかけて整備されました。施設の内容は、健康増進用の歩行専用プールを備え、海産物を販売する売店や、錦漁港で水揚げされた海産物を利用した、食材を提供するレストランを完備しています。また、当施設は、海水浴場利用者が水着姿や裸足で直接出入りできるため、利用者にとって便利な施設となっております。

続きまして、海水浴場とトロピカルガーデンの入込客数について、平成22年4月から平成23年3月までの1年間を例にとって、表で示させていただきます。海水浴場の入込客数が増加する7月、8月に、トロピカルガーデン館内の売店、レストラン利用客も増加しており、海水浴客が売店、レストランを利用していると推測できます。また、トロピカルガーデンプールの利用者は、年間を通してほぼ横ばいですが、7月、8月に若干増えています。海水浴客がトロピカルガーデンのレストラン、売店を主目的に来る人は、ほとんどいないと思いますが、プールと海水浴を同時に楽しみたいと思われ来場される方は、みえる可能性がありますので、両方利用された方を除外した費用対効果を算出しましたので、ご説明させていただきます。

トロピカルガーデンの年間利用客数は6,647人、平成22年4月から平成23年3月となっております。海水浴シーズンの7～8月を除く10カ月のプールの平均利用人数は531人で、次に海水浴シーズンの7月から8月の2カ月間のプールの平均利用人数は667人です。2カ月で272人、1カ月当たり136人増えています。この増加利用客が、ビーチとプールを利用していると仮定し、現在の便益算定人数の1,826人から270人を差し引き、9,544人で総便益額を資産しますと、34億4,100万円となります。272名を除外した場合、除外前の総便益1.43が1.39となります。

次に、事業の環境面への配慮、および事業による環境の変化についてご説明します。環境面に対する取り組みについてですが、磯遊び場の整備や、離岸堤・突堤の基礎工、被覆材等に自然石を利用しています。この結果、エビやカニ、貝類の生息域が創出されました。また、漂着ゴミ流入防止ネットによる流入ゴミの抑制とともに、台風後の清掃活動を、県と町で連携して取り組んでいます。

次に、事業を巡る社会情勢等の変化についてご説明します。道路の整備状況は、紀勢自動車道が平成18年3月に、勢和多気ジャンクションから大宮大台インタ

一チェンジまで開通し、さらに平成 21 年 2 月に大宮大台インターチェンジから紀勢大内山インターチェンジまで開通しました。以前は錦地区に向かうには、主に国道 42 号線を利用していましたが、紀勢自動車道の開通により、当該地域へのアクセスが非常に便利となり、今後とも県内外からの来訪者の増大を期待しているところです。

次に、海水浴客の非難体制等についてご説明します。近年、東海・東南海・南海地震の発生が危惧されていますが、大紀町が進める津波対策として、海水浴場のすぐ横に、高台に避難するための避難階段が整備されています。また、海水浴場の入り口等の目に付く場所には、避難標識の設置や注意喚起を促す記載が施されています。その他、町が進める津波避難対策としまして、錦地区には写真のような津波避難タワーが整備されています。

次に、委員から、前回の委員会でご質問のありましたアンケートの調査結果に基づく課題とその対応方針、改善方針の回答も踏まえ、錦地区住民アンケートと海水浴場利用者アンケートについてご説明します。まず、錦地区の住民アンケートの結果についてです。今年 7 月 15 日にアンケートを、903 戸全戸に行い、110 名の方からご回答いただきました。

まず、事業による自然環境や、生活環境への効果・影響結果についてご説明します。効果としましては、子どもを遊ばせる場ができたとお答えになった方が 63%。砂浜が増えたので環境が良くなったが 35%。人が訪れるようになって活気が出たが、34%いらっしゃいました。人が訪れると同程度の割合で、ごみが増えたとお答えになった方も、31%いらっしゃいました。また、周辺への違法駐車が多くなったとお答えになった方も 15%いらっしゃいました。次に、本施設周辺の今後の課題といたしましては、ごみの処理が必要であるとお答えになった方が 43%。トイレやシャワーの付帯施設のメンテナンスが必要が、21%いらっしゃいました。

次に、先ほど費用対効果分析のところでご説明しました、海水浴場の利用者アンケートの結果についてご説明します。満足な点としましては、波が穏やかで海水浴等の利用がしやすい。子どもを遊ばせやすいとお答えになった方が 72%。水辺が美しく、眺めが良いが 65%。砂浜が手入れされていて、海水浴等の利用がしやすいが 65%。駐車場が近くにあって良いが、61%いらっしゃいました。

不備な点・要望としましては、駐車場スペースを広くしてほしいが 15%。磯場等の生き物の生息場を増やしてほしいが 6%。海面や砂浜にごみが多いが、5%になっています。

次に、住民アンケートと海水浴利用者アンケートの自由回答の内容について、多かった意見についてご説明します。まず、整備による満足な点、事業による効果についてご説明します。小さな子どもが安全に遊べる。波が穏やかで利用しやすい。景色が良い。ごみがなくきれい。近県にも知られ賑わいは出てきた。年々

人も増え活気が出てきた。県外の子どもが孫を連れてトロピカルへ行こうと帰ってくるというご意見がありました。

次に、不満な点、事業による影響としましては、ごみが放置され、マナーが悪い。人が訪れるようになって、ごみが多くなった。訪れる人も、もっと公共意識を持ってほしい。トイレやシャワー室が汚い。有料化してきれいにして使えると良いというご意見もありました。

次に、要望等につきましては、もっと情報を発信して発展してほしい。町で唯一の海水浴場であるから、町内外の人にもっと知ってほしい。設備はつくって立派になったが、ソフトが充実していない。PR不足。Web等の情報が少ない。整備された浜、施設を有効利用してほしい。冬場が休眠状態なので、冬に何か利用できないか考えてほしい。町民全体で考え、いいアイデアを出して、年間を通じて利用できるよになるとよい、というご意見がありました。

最後に、今後の課題等についてご説明します。事業実施による今後の課題と留意点につきましては、アンケート結果により、海水浴場の利用者増によるごみ処理や、駐車場不足の問題に対する取り組みが必要である。本事業は、県と町との連携事業でありますので、今後も地域の活性化につながるよう、ハード・ソフト両面の改善と維持管理に、連携して取り組んでいく必要があるということです。

今後の事業への対応方針（改善措置）としましては、来訪者に対するマナー向上に対する取り組みや、町・地元団体・住民と連携した観光PRが必要ということです。また、年間を通して施設が利用してもらえるよう、地魚を活用したイベント等の開催を、大紀町、外湾漁協等と連携し推進していきます。なお、当該の錦漁港、遊パークについて、今後も地元の大紀町と密に連絡し、現状の施設の維持管理、津波等も含めた安全対策等々に努め、今回のアンケート結果も踏まえつつ、利用者の増加、満足度の向上に努めていく所存です。以上で説明を終わらせていただきます。どうもすみませんでした。

（委員長）

ありがとうございました。この評価が妥当であるかどうか、評価の妥当性について、委員の皆さん、何かご質問等ございませんでしょうか。

（委員）

利用客数についてちょっと気になるのですが、ここずっと数年で1万人ちょっと余りという数字になっています。それで、施設に関わる費用に対しての1万人余りという数字は、ちょっと少な過ぎるんじゃないか。素人的な意見で申し訳ないですけど。例えば、隣の紀北町の紀伊長島地区なんかですと、相当な集客数を集めている実績があると思います。その辺と同等のことは、すぐにはできないしろ、もう少し集客計画を立てられた方がいいと、個人的には思いますが、いか

がでしょうか。

(水産基盤室長)

委員のご指摘のとおりで、特に冬場のお客さんが少ないということでした、ここ錦漁港という三重県でもなかなかでっかい漁港がありますので、その漁業組合とか町と連携しまして、直売市とかそういうものも進めていこうと、今回委員会なんかで町と話したり、漁協と話したり、今そういうことも協議させていただいています。この委員会をいい機会にして、5年目ということで、そういうこともさせていただくということで。町の方も先ほど言わせていただきましたような、花火をやったり、ふれあい祭りなんかをやっていただくということで、今までもやっていただいたのですが、より推し進めていこうということで、今話し合っているところです。

(委員)

ありがとうございます。

(委員)

18 ページのところに、入込客数というのがあります。そして、その上には海水浴場の利用者の増加ということで、当初は 3,300 人だった。例えば、18 年度で 1 万 3,111 人。これは例えば、7、8、9 月とか 3 カ月間ですか。それとも、年間通じてこの 1 万 3,111 人なのですか。

(水産基盤室長)

年間通じてですが、6 月、7 月、8 月ぐらいが多いです。ちょっと見にくいですが、4 月から 3 月までありまして、トロピカルガーデンと。

(水産基盤室)

海水浴場はこの欄になりますので、22 年度の実績の 1 万 1,400 人が、この月別の。

(水産基盤室長)

海水浴場は、7 月が 3,400 人、8 月が 7,500 人と、だいたい 7、8 ぐらいが多いですかね。

(委員)

そうすると、当初の海水浴客 3,300 人に対しては、大幅に増えたのですか。

(水産基盤室長)

そうです。

(委員)

この増えた理由は、何が増えたのですか、計画に対して。そうすると、例えば遊泳面積とか、そんなのが足りないのではないですか。

(水産基盤室長)

いえ。実際は駐車場が足りないのです。駐車場に対しては問題があって、62台ぐらいなのですが、実際これで計算すると、ピークでは130台ぐらいになって、変な所に止めたりするような、そういう例があります。遊泳面積に対しては、アンケート的にはあまりないです。

(水産基盤室)

そもそもこの海水浴場3,300人で、対象を割とファミリー、小さな方を対象というか、当然内湾で波の静かな所で囲まれた海水浴場ですので、外へ出て行ったりもありませんので、小さな方が泳ぐのには、人数が増えたにしても、実際満足されてないかも分からないですが、アンケート結果では、不満という言葉はあまりなかったのも、遊泳面積が狭くて困るとか、そういうのがなかったのも、特にそういうふうのうちの方としては考えております。

(委員)

地元小学校が4つぐらいあったのですか。2つでしたか。1つですか。小学校の児童はプールで泳ぐもので、実際に漁業関係者を育てないといけないということで、緊急時のときに泳げないとだめだということで、ある程度夏に海で泳ぐということもやってみえるのですか。

(水産基盤室長)

学校の取り組みというのはあれなのですが、錦の役場の方みえますし、アンケートでも割と錦の方は相当に行ってみえる方で、漁師になるために外で動かすというよりも、逆に盆に孫を連れて帰ってきてくれて、ここで遊ぶわとか、そういうのは聞くのですが、学校の施設というのは調べ切っていないです。学校でそういう取り組みをしていただいているかというのは。

(委員)

紀勢町のときは昔から町長が熱心で、岐阜県と交換していると思います、冬はスキーに行って。そういうので岐阜県の子どもらが、この海水浴場に来たとき

に、どういう感覚を持ったか、率直に子どもとしての。そういう情報がもしあれば。

(水産基盤室長)

町と話す中で、学校間の利用とか、そこら辺を参考にさせていただきます。

(委員)

あとは、客数は今後とも伸ばす必要があるのか、ないのか。そうすると、地元の逆にどのくらいお金が落ちたのですか。

(水産基盤室長)

お金落ちたのは計算させてもらっていませんが、お金を落ちた例として、トロピカルガーデンに食事する所とか。錦はご存じのようにあまり喫茶店もありませんし、食事する所も1軒、2軒なのですが、そこにちょっと土産物を買ったりできます。今、言われたように、夏場は多いのですが、冬。例えば、歩いている人はいるんです。僕も12月ぐらいに行ってみるといっているのですが、実際海水浴を当然利用する人はいないもので。あそこは場所が割といいし、バーベキューなどもできたりするので、冬場はできるということもあれなのですが、さっき言わせてもらったように、あそこを利用して直売をしたり、そういうことをさせてもらおうかと、町と話をしています。冬のお客さんを増やすということ、したいと思っています。

(委員)

長島、城の浜とかあちらとは、競合はしていないわけですね。

(水産基盤室長)

タイプのここは割と海が静穏がいいですので、子どもさんとかは多いので、あまり競合はしていないと思っています。ちょっとそこは調査していません。

(委員)

これから道路交通が良くなると、また増える可能性がかなりあるのですか。

(水産基盤室長)

実際は延伸していくと、少なくなるというのもあるのですが、錦という所は昔すごく便利の悪い所だったのです。今、ご存じのように、錦のインターから錦までも、割といい道が付いていますので、他の所よりは影響が少ないと思っています。

(委員)

あと、年に海水浴場のオープン前の清掃ということがありましたが、ごみがかかり漂着するのですか。

(水産基盤室)

離岸堤で囲まれていまして、遊歩道の橋の部分にネットも立っていまして、流入防止に努めています。ただ、台風ときには、離岸堤を越波して、ここからごみが入ったりします。一応海水浴場のオープン前には、町の方に管理委託をしていますので、町の方でやっていただけます。台風が来たときの打ち上げられたごみについては、町と県が連携して清掃活動をして、利用していただくと考えています。通常のごみ、アンケートでも、ごみがちょっとあるという話もあったのですが、通常3人の監視員さんを置いていただいております。海の中にあるごみとか、周辺に落ちているごみは、撤去していただいております。

基本的には、来客者にはごみは持ち帰っていただくというような看板も、設置はしてあるのですが、やはり3,300人の想定で、1万1,400人来られると、駐車場も満ぱんになって、道路に止められたり、海水浴場にはごみは捨てなくても、例えば、道路上に捨てていかれたりとか、そういうことも住民アンケートの中ではあるのかということで、地区住民がごみが多くなった、車が邪魔だというのは、その辺なのかということもあって、その辺は啓発の看板とか、町とも連携して、地元とも連携しながら、何か対応策を考えていく必要があると思います。

(委員)

ありがとうございました。

(委員)

24 ページの避難階段というところがあります。これの高さは一番上どれぐらいあるのでしょうかということと、37 ページに錦地区に整備されている津波避難タワーと書いてあるのですが、冗談じゃない、こんな所まで行けるわけがないのに、何でこんなことを書くのですか。ここの浜で、もし津波が起こって、津波避難タワーまで行くことが可能では、私は絶対ないと思うし、ここへ海水浴の人たちが入れてくれるわけがない。自分の地域だけで満タン、それ以上なのに、そんなことは可能じゃないと思います。

それから、この看板が、津波が来たらすぐこの階段をどうのこうのと書いてあるのだったら、何で津波の看板をきちんと書かないのですか。指定された津波の看板がある以上、それを書くのが県の仕事と違いませんか。この階段を上がりなさいと書くのは、それは便宜上書いたかも分からないけど、よそから来る人だったら、津波の看板、津波避難看板、津波何やら3つありますよね。それをきちっと

書いていくのが事業じゃないかと、私は思うので、ぜひ。ここはとっても大変な所だと思うんです。見たときに東北と同じような津波が来たら、壊滅状態になるような場所なので、みんなが心してやらないといけない所だったら、初めからこういうことを、私どもはきちっと考えながらやっていますと言った方が、よそから来たお客さまにしては、私はいいと思います。と思うのが質問です。

(水産基盤室長)

ピント外れていたらすみません。まず、津波の高さというのは、三連動があったとき、三重県は M8.7 から M9 に変えました。その結果が 10 月に出たのです。それによりますとというか、錦区域の浸水予想は、7 m なのです。そうすると、今言われたように、7 m だとなかなか高いもので、町としましても、この横の所から、ヘリコプターの着く所に上られるような階段を、一応 12 月 22 日までの設計で、町がつくっています。もう 1 つ、避難タワーについても、観光客ということもあるのですが、やはり地区の住民の方ということで整備されたのかなと思って。南部委員ご存じのように、時間によっては、20 分も 30 分もかかるような津波もあります。そういうときは、タワーも有効だと思っています。看板については、ちょっと替わります。

(水産基盤室)

補足させていただきます。委員ご指摘のあった海水浴客が、避難タワーとか錦タワーを利用するのではなくて、基本的には海水浴場の近くの階段から上っていただいて、今写真で。これ海水浴場の。

(委員)

横に付いていますよね。

(水産基盤室)

そこから山の上に避難場所を、町の方で今整備していただいています。その高さにつきましては、40.3m ありますので、津波からは十分防護できる高さとなっています。避難タワーとか錦タワーの写真を、今付けさせてもらったのは、錦地区では地域住民のために、こういうことも整備していますということで、付けさせていただいたのです。

(委員)

分かりますけれど、こういうときにこういうのが書いてあったら、もし全然知らない人がこの冊子を見たときに、海水浴に行ったらここへ行かないといけないのだとしか思わないじゃないですか。

(水産基盤室)

ですから、海水浴場の方には、海水浴場の方用の避難所を、今整備されています。

(委員)

それと、できたら津波階段というのの高さが何mで、ここまで来ますよ。でも、想定はここですが、想定外というのがあるのでというのが分かる方が、よっぽど納得する。私はそういうものだと思います。

(水産基盤室)

分かりました。ありがとうございます。

(委員長)

他に何か。特にないですか。それでは、ここで一旦質疑を終えまして、休憩をはさみまして、本日審議しました事業について、委員会意見をまとめることといたしますが、委員の皆さん、よろしいでしょうか。

(委員同意)

それでは、一旦休憩といたしまして、再開は16時20分とします。

(休憩)

(委員長)

では、委員会を再開いたします。意見書案を検討いたしましたので、読み上げます。

意 見 書

平成23年12月20日
三重県公共事業評価審査委員会

1 経 過

平成23年12月20日に開催した平成23年度第4回三重県公共事業評価審査委員会において、県より港湾事業1箇所、担い手育成基盤整備事業1箇所、海岸環境整備事業1箇所の計3箇所の事後評価の審査依頼を受けた。

この事業に関して、担当職員から事業説明を受けるとともに、審査資料に基づき審査を行った。

2 意見

審査対象事業に関して慎重な審査を行った結果、以下のような意見を委員会としてとりまとめ、三重県知事に対して答申するものである。

(1) 港湾事業〔県事業〕【事後評価対象事業】

504番 津松阪港（大口地区）^{おおくち}

当該箇所は、平成12年度に事業に着手し平成18年度に完了した事業である。審査を行った結果、事業の効果、今後の課題については事後評価の妥当性を認める。

(2) 担い手育成基盤整備事業〔県事業〕【事後評価対象事業】

501番 津中部地区

当該箇所は、平成9年度に事業に着手し平成17年度に完了した事業である。審査を行った結果、事業の効果、今後の課題については事後評価の妥当性を認める。

ただし、今後の社会情勢の変化に対応し、事業効果が発現するよう、市および地元農家と連携し営農指導に努められたい。

(3) 海岸環境整備事業〔県事業〕【事後評価対象事業】

502番 錦漁港海岸

当該箇所は、平成8年度に事業に着手し平成17年度に完了した事業である。審査を行った結果、事業の効果、今後の課題については事後評価の妥当性を認める。

ただし、ソフト対策として防災対策を進め、特に津波・地震に対して、よりわかりやすい避難標示看板の設置に努められたい。

以上、意見書です。委員の皆さん、よろしいですか。

(委員同意)

それでは、当意見書をもちまして答申といたします。なお、意見書につきましては、後ほど事務局から各委員に配付することにいたします。

(3) その他

(委員長)

他に何かございませんか。ないですね。では、事後評価の説明はこれで終わります。そして、その他、事務局の方で何かありますでしょうか。

(公共事業運営室長)

事務連絡になりますが、次回の開催につきまして、年が明けまして2月7日火曜日になります。午後の2時から、ここの勤労福祉会館で開催いたします。なお、次回は本年度委員会からちょうだいしましたご意見を踏まえまして、本県が決定しました事業方針をご報告いたします。お忙しいときは存じますが、ご出席いただきますようお願いいたします。その他につきましては、以上でございます。

(4) 閉会

(委員長)

最後になりましたが、委員の皆さん、ここまでの議事全般を含めて、何かご意見、ご質問、事務局に確認されたいことは、ございませんでしょうか。特になければ、本日の議事を終了いたします。どうもありがとうございました。